

## 平成30年度における国民健康保険組合の被保険者に係る 課税標準額の調査についてご協力のお願い

厚生労働省では、全国保組合に対して適正な補助金を交付するために課税標準額の調査を実施します。この調査は組合員の皆様の保険料に影響する極めて重要な調査です。

国の調査要綱に基づき調査対象になられた組合員の皆様には、委任状のご提出をお願いする文書を送らせていただきます(7月上旬)。委任状は調査対象者に代わり国保組合が直接、市(区)町村より課税証明書を取得することについて委任いただくものです。

調査対象になられた組合員の皆様には大変お手数をお掛けいたしますが、調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。また委任状のご提出がなかった場合は、国からの指示により、情報連携により所得情報等を照会させていただくこととなりますのでご了承ください。